

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 eラーニングサービス「マイクロステップ・スタディ」利用提供及び分析業務委託

2 契約の相手方

国立大学法人 岡山大学

3 随意契約理由

本市の抱える教育課題が多種多様である中、学力の向上は喫緊の課題である。とりわけ学力に課題のある第4区分の児童生徒の割合を減少させることは、学力の二極化を解消するために必要な取組でありながら、その方法が課題となっている。

本業務委託は、個人の発達段階や微細な学習段階の把握に基づいた学習を実現し、上記課題の解決を図ろうとすることを目的とする。

岡山大学 学術研究院教育学域 寺澤孝文研究室（実践データサイエンスセンター）で独自の研究成果により開発された「マイクロステップ・スタディ」は、教育ビッグデータ解析技術を活用した e-Learning システムである。同システムには、マイクロステップ・スケジュール技術による個別最適化機能が活用されており、個人ごと、問題ごとにスケジュールを制御し、連続した成績の変動から正確に実力を推定可能とすることで、一人ひとりの子どもの微細な学習段階可視化されるとともに、個別のフィードバックを通して意欲の引き上げも同時に図ることができ、本市の抱える教育課題の解決に資するものとなっている。

同システムは、岡山大学により開発、構築されたものであり、その使用においては同大学が唯一の契約相手先となっている。

また、同等機能を備えた他のシステムは現在リリースされていない。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

大阪市総合教育センター教育振興担当（電話番号 06—6718—7721）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 学校教育ICT活用事業 大阪市立学校へのICT活用支援業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本案件のICT活用支援業務では、危機管理対応下での学びの保障の重要性を鑑み、すでに各教員が習得したオンライン学習のノウハウをより充実させ効果的な学びを進めていくほか、各機能やアプリを活用してICTを活用した学習指導の深化を図っていく必要がある。

本業務ではICT機器の操作方法やアプリケーションの活用方法だけでなく、校内のICT活用促進に向け、授業計画作成と教材作成、課題解決に向けた利活用対策について各学年の特性にあわせた支援を集中して実施し、ICT機器を活用した授業の円滑な実施を支援する。加えて、校内での教員研修の実施や、学校内の授業におけるICT利活用支援、教員による学校内への支援スキルの定着を図るマネジメント支援等を通して「わかる授業」「個に応じた指導の充実」の個別最適化された学びの実現を積極的に支援するものである。

令和4年度にネットワークの再構築が完遂し、校内のインターネット接続環境の改善がなされ、平時のICT活用についてもより推進されていく中で、教員のスキル向上の重点施策として、これまで判明した課題、各校のニーズに応じた支援を引き続きすすめていくこととしている。

本業務の遂行にあたっては、本市のネットワーク、学習系システム、次世代学校支援システムなどの、本市全体のICT環境及び各校における課題状況を熟知しているとともに授業内容及び学校運営にも理解がある必要がある。

現在、「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」、「大阪市学習系システム構築・運用保守業務委託」及び「次世代学校支援システム運用保守業務委託」を受託し、システムプログラム等の内部構造に精通しているのが当該業者のみであり、当該事業者のみが円滑、的確かつ迅速に学校支援をおこなうことができる。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

大阪市教育委員会 総合教育センター教育振興担当
(TEL 06-6718-7471)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度 教職員勤務情報システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

教職員勤務情報システムは、職員証兼 I C カードから、職員の出退勤時刻データを収集するためのカードリーダー機器と、転送されたそれらの打刻情報を処理するソフトウェアにより構成される。

本システムのソフトウェアはアマノ株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知れないものである。そのため、本システムは、アマノ株式会社が保守および運用支援を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当

電話番号：06-6115-8059

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市教育情報ネットワークヘルプデスク構成管理等業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本案件は、学校園の学習環境で活用される大阪市教育情報ネットワークにおいて、学習者用端末と教育情報利用パソコン（児童生徒用）（以下「学習者用端末」という。）の故障等に係る一次受付、端末の管理・運用及びモバイルルータ移設管理等を行い、各学校拠点の必要端末台数の維持管理を目的に本業務を実施するものである。

上記の目的を達成するために、速やかに故障機等の回収を行うとともに、回収後の仕分け台数の追加、配備用端末のキッティング台数の追加、また、有償修理後の学習者用端末の仕分け台数についても増台する必要がある。

当該業務は、「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及び構成管理等業務委託」とは密接不可分であり、現行の受託者である(株)日立製作所関西支社以外の事業者が履行すれば、一元的な管理ができず、キッティング業務等における責任の所在が不明確となり、適切な端末等の運用管理において著しい支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク児童・生徒パソコン用URLフィルタ学校別フィルタリング移行・運用業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

学習者用端末を活用した授業や家庭学習を実施していく上で、情報モラル教育の一環で、児童生徒が閲覧するウェブサイトにはフィルタリング制御を実施している。

現在は、フィルタリング制御の作業を学校運営支援センターで行っており、学習者用端末を利用した授業の中で、活用したい情報を掲載したウェブサイトを開覧する際、学校は都度、学校運営支援センターに解除申請を行う必要があり、申請をしていない学校も含めて一括で解除が実施される設定となっている。

しかし、小学生以下の年齢制限等により、中学生以上で学習に活用できるにもかかわらず許可できないウェブサイトもある。また、全学校での利用を許可する前に複数校で実証的に学習への有用性を確認する必要があるウェブサイトもある。これらのウェブサイトを必要に応じて活用できることを目指し、フィルタリング設定を変更し、学校ごとの学習方法に沿って活用できるようにしなければならない。

以上のことから、現在のURLフィルタリングの設定を再構築し、フィルタリング設定を変更し各学校の学習方法に沿った活用をできるようにするため、令和5年12月に契約締結した「大阪市教育情報ネットワーク児童・生徒パソコン用URLフィルタ学校別フィルタリング再構築業務委託」において学校別のフィルタリング環境の構築を行った。学校園との調整のもと運用開始することが決定したため、学校別のフィルタリング環境への移行及び運用開始を行わなければならない。

当該業務は令和3年8月に契約締結した「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及びネットワーク等構成管理業務委託」において設定業務を行っているフィルタリング環境を調査・設定する業務であることから、当該案件で設定業務を行うフィルタリング環境と密接不可分であり、設定業務を行っている上記以外の事業者以外が履行すれば、責任の所在が不明確となり、適切なフィルタリングの移行及び運用において著しい支障が生ずるおそれがあるため、当該業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

教職員情報システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

平成 29 年 4 月から稼働した再構築後の教職員情報システム（以下「教職情 S」という）について、本システムが日々安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるように適切な状態の維持及び、障害発生 of 未然防止を図るとともに、万が一の障害や故障に対しても、可能な限り迅速に正常時の状態に復旧させる必要がある。

本業務委託においては、教職情 S の外部環境や内部環境の変化に対しても、最低限必要な範囲内での対応を行うことにより、変化に応じた適切な状態を維持保全することを目的とする。

また、教職情 S の運用について、個々の設定変更の際にシステム全体に与える影響を想定し、プログラムやパラメータの設定変更が必要になった場合は短時間での確実な対応を求めることを目的とする。

上記の目的から、システムを安定して稼働させるためには、平成 27 年度より教職情 S の開発を行い、令和 3 年度に機種更新を行った、システム全体の影響を把握している受注者の保守・運用支援が必要不可欠である。

そのため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、株式会社日立システムズと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 06-6115-8059)

随意契約理由書

1 案件名

校園ネットワーク業務システム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社 関西公共ビジネス統括部

3 随意契約理由

学校運営支援センターでは、平成 2 年度から稼働している学校財務会計システムについて、校園ネットワークの利用、業務プロセスの改善を行い、より効率の高い事務執行を実現するため、平成 19 年度から平成 26 年度まで、総合評価一般競争入札による長期継続契約を締結し、平成 19 年度から 21 年度はシステム開発を、平成 22 年度以降は運用保守にかかる業務を委託しており、平成 27 年度・令和 2 年度に機種更新を行い、令和 7 年度においても保守・運用支援業務を委託するものである。

このシステムの保守および運用支援を行うには、システムの構造や内容を把握している必要があり、本システムを開発した富士通 Japan 株式会社が、唯一、現システムの構造や内容を把握している業者である。

また、異なる業者が保守を行った場合、既に対応済の保守事項との責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

そのため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、富士通 Japan 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
システム基盤グループ（電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 8 0 5 9）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 校務支援システム・次世代学校支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

校務支援システム（以下、「校務システム」という。）は、「教員が子どもたちと向き合う時間を創出する」、「学校における情報セキュリティの向上を図る」など時代に即した学校の情報環境整備を目標に平成25年度よりグループウェア機能、校務支援機能、コミュニケーション機能等を導入している。

加えて、令和2年度より、次世代学校支援システム（以下、「次世代支援システム」という。）運用保守業務として、システムや紙資料等に散逸している様々な情報を集約・一元化して一つの画面にまとめて表示できる環境（ダッシュボード）および子どもの学習履歴や心の状態などを、蓄積・分析するシステムの運用保守およびICT活用、また、校長・教頭を含む全ての教員が子どもの情報を多面的かつ即時的に情報共有・データ活用することにより、個に応じたきめ細やかな指導の実践や、不登校事案などに対して組織的に一貫した指導・対応による未然防止・早期発見を可能するため、ダッシュボードの活用効果、校務の効率化を図っている。

本業務の目的は、校務システムが日々安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態の維持及び障害発生時の未然防止を図るとともに、万が一の障害や故障に対しても、可能な限り迅速に正常時の状態に復旧すること、また、外部環境や内部環境の変化に対しても、最低限必要な範囲内での対応を行うことにより、変化に応じた適切な状態を維持保全することである。

校務システムは、日本電気株式会社よりサービス提供されており、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものである。次世代支援システムは、校務システムの運用管理・データ管理・品質管理にかかる業務と密接不可分な関係にあり、運用保守を履行できる業者は上記業者のみである。

以上の理由により、本案件について地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号06-6115-8059)

随意契約理由書

1 案件名

令和7年度校園ネットワーク業務システム機種更新作業業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社
関西公共ビジネス統括部

3 随意契約理由

学校運営支援センターでは、平成2年度から稼働している学校財務会計システムについて、校園ネットワークの利用、業務プロセスの改善を行い、より効率の高い事務執行を実現するため、平成19年度より2か年でシステム再構築を行い、平成22年度の稼働開始、平成27年度、令和2年度の機種更新を経て、運用しているものであるが、令和8年7月に現行の校園ネットワーク業務システム用サーバのリース期間満了となる。

本業務は、当該サーバ機器のリース期間満了に伴い、サーバ機器のクラウドリフト、システムを稼働させるために必要となる業務アプリケーション、基盤の構築およびデータ移行にかかる業務を行い、すべての機能が正常に動作するようテスト方式の検討、実施を経て、本番切替を行う一連の業務を委託するものである。

本システムは富士通 Japan 株式会社関西公共ビジネス統括部が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、富士通 Japan 株式会社関西公共ビジネス統括部が本業務を行うことができる唯一の業者である。

したがって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により富士通Japan株式会社関西公共ビジネス統括部に随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
システム整備グループ（電話番号06-6115-7919）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市教育局情報ネットワークにかかる校内LAN構成変更調査設計及び配線切替業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所関西支社

3 随意契約理由

学校でデジタル教科書やデジタル教材の利活用が本格化し、文部科学省C B T（コンピュータ使用型調査）システムによる全国学力・学習状況調査など、大容量の通信が発生することが想定されることから、文部科学省は各自治体の状況に応じた通信ネットワーク環境の適正を判断することを目的として、令和4年度第2次補正予算を編成し、通信ネットワーク環境の評価に係る調査を補助対象とした。

本市において、令和4年度に上記補助制度を活用して調査を行った結果、現時点での通信量では学習環境に影響を与えることはないものの、LANの構成が数珠つなぎの構成であったことから、今後データ通信量が増加し負荷がかかる状況となる場合、一部の学校に通信速度の遅延による通信障害が発生する課題があることが判明した。

そのため、学習者用端末を活用した学習環境を確実に確保していくためには、通信障害が発生する可能性のある端末台数が多い学校（児童生徒数400名以上）を対象に、LAN配線の改修を行うための校内LAN構成変更調査及び設計、LAN配線改修後のネットワーク配線の切り替え業務委託を実施する必要がある。

本業務委託は、大容量の通信に対応する学校LANの構成を適正化するために、校内LAN回線の調査及びLAN改修業務に必要な設計資料の作成と、LAN改修後に実施するネットワーク配線の切り替え作業を行うための業務であり、学校ごとに作成している構成管理資料を基に、LAN配線経路の調査方法等の構築を行ったうえで現場実地調査を行い、設計資料を作成する必要がある。また、上記調査設計作業後にLAN配線の改修が完了した学校については、設計資料や構成管理情報を基に順次ネットワーク配線の切り替え作業を実施する必要がある。

既存のネットワーク構成管理運用設計、システム運用フローおよびその品質管理など学校LAN設備の整備保守は、既に契約締結済の「大阪市教育局情報ネットワークにかかるヘルプデスク及びネットワーク等構成管理業務委託（契約期間：令和3年8月18日～令和8年3月31日）」の契約相手方である株式会社日立製作所関西支社が行っているため、それらは他者には知りえないものであり、校内LAN回線の調査及びLAN改修業務に必要な設計資料の作成、ネットワーク配線の切替作業を履行できるのは上記業者のみであることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-7919）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市教育局情報ネットワーク基盤における Google Workspace for Education 保守・運用業務委託

2 契約の相手方

株式会社ストリートスマート

3 随意契約理由

大阪市教育局事務局では文部科学省の「GIGA スクール構想の実現」に基づき、「令和2年度 学校教育 ICT 活用事業 学習者用端末等機器一式 買入（第1ブロック）」にて学習者用端末を調達した結果、Google 社製の Chrome OS（以下、「Chromebook」）が整備された。

令和4年3月に構築した大阪市教育局情報ネットワークでは、Microsoft 社製の Windows OS 環境のみの構築・運用としているため、大阪市教育局情報ネットワークで、Chromebook を利用するには、新たに Google Workspace 環境をクラウド上に構築する必要があるが、学校現場での利用を止めないようにするためには、既存のネットワークから大阪市教育局情報ネットワークへの切り替えを一斉に行わなければならない。しかし、ネットワークの切り替えには、ネットワークだけでなく、ネットワーク機器、教職員及び児童生徒のパソコン全てを設定変更しなければならず、大阪市教育局情報ネットワークを利用する約 480 拠点を一斉に変更することはできないため、既存の Google Workspace 環境を引き続き利用しなければならない。

既存の Google Workspace 環境は当該事業者が、令和3年度7月15日付け「大阪市教育局情報ネットワーク基盤における Google Workspace for Education 構築・運用保守業務委託」にて構築し、本件はその運用保守業務委託であるが、そのプログラム等具体的内容は、他業者には知れないものであるため、当該事業者が本業務を行うことができる唯一の事業者である。

以上の理由により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

給与・システム担当 学校園ネットワーク基盤グループ

（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市教育局情報ネットワーク基盤における追加対応業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

現在、GIGA スクール構想により、一人一台端末となったことにより、当初想定していなかった現地支援や架電対応が顕著となっており、これら当初設計で対応することが難しい業務について体制の整備を行う必要が生じたため、令和4年4月1日から当該業務を開始しており、令和7年度においても引き続き必要な業務となる。

また、関連システムの更新や、教育共通連携基盤との連携に伴う作業等についても、当初設計に含まれない作業について、令和7年度に実施する必要な業務となる。

本業務は、これらに対応するために業務委託を行う必要があるが、当該業務については、平成31年4月1日に既に契約を締結している教専第5号「大阪市教育局情報ネットワーク基盤構築・運用保守業務委託」とは密接不可分であり、日本電気株式会社関西支社以外の事業者が履行すれば、一元的な管理ができず、責任の所在が不明確となり、適切な基盤構築・運用保守業務において著しい支障が生ずるおそれがあるため、日本電気株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるメール機能の保守・運用に関する業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、文部科学省が平成 29 年 10 月策定（令和元年 12 月に改訂）した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への準拠や校務系・学習系それぞれで整備しているネットワーク・パソコンの統合による教職員の利便性の向上などを目的に学校園に対して令和 4 年 3 月下旬に大阪市教育情報ネットワークを構築した。大阪市教育情報ネットワークでは Microsoft 社のクラウドサービス（Microsoft Azure）を利用して、教職員や児童生徒の ID 作成や管理、利用するパソコンの管理や利用状況の把握、ネットワークの監視、セキュリティ（ウイルス）対策など、総合的な管理運用を実施する予定をしている。

本業務委託は、大阪市教育情報ネットワークのクラウドサービス上で教職員及び組織（学校園）が外部との連絡手段として利用するメール機能の構築・運用を行うための業務である。

メールにおいては昨今、ランサムウェアや標的型攻撃など多種多様な手段を使ってウイルス感染させ、情報漏洩が発生するケースが増えており、添付ファイルや本文に記載されている URL を利用したウイルス感染が多く発生しており、メール機能においてもセキュリティ対策が必要であることから、「大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるメール機能の設計に関する業務委託（契約期間令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）」にて大阪市教育情報ネットワークの事業者である日本電気株式会社 関西支社と契約締結し、メール機能の設計・構築・運用を実施した。本業務はそのメール機能の設計に関する業務とその品質管理にかかる業務と密接不可分の関係にある。また、当該事業者は「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守（契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）」でネットワーク全体の管理・運用・セキュリティ対策を実施している。以上のことから同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワークネットワーク機器設定等業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

本市教育委員会事務局では、児童・生徒が一人1台のパソコン・タブレットを保有し、常にネットワーク利用できるよう様々な機器の整備も行ってきた。

現在、学校園の設備配線においては、外部インターネット通信から入線後、機器間を数珠繋ぎに配線されている状況となっており、上位配置の機器が故障した場合、下位配置への通信が遮断されるため、別途発注修繕により数珠繋ぎ配線を解消するための配線の見直しが行われるものである。

令和5年度導入した機器は、LAN接続のみの運用であったが、今後配線の修繕を行うことにより、通信線が100mを超える機器に対し、光ファイバーケーブルに対応する、SFPポートの設定を行う必要と、接続後の疎通確認の実施を行い、SFPモジュールの通信不良時に交換等の対応を行う必要がある。

当業務委託は、令和5年4月20日契約「大契甲第7004号 大阪市教育情報ネットワークネットワーク機器等一式 長期借入」及び令和6年4月11日契約「大契甲第7009号 大阪市教育情報ネットワークネットワーク機器等一式 長期借入」で入替導入された機器の設定等を行うものであり、機器については、契約相手方の三菱HCキャピタル株式会社により借入・保守契約を行っている機器で、所有権は借入業者にあるため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

以上の理由により、機器の保守業務を指定されている株式会社日立システムズ関西支社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局

学校運営支援センター 給与・システム担当

(電話06-6115-8081)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育情報ネットワーク基盤におけるテレサポート機能の拡張による保守・運用に関する業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、文部科学省が平成 29 年 10 月策定（令和 3 年 5 月に改訂）した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への準拠や校務系・学習系それぞれで整備しているネットワーク・パソコンの統合による教職員の利便性の向上などを目的に学校園に対して令和 4 年 3 月下旬にかけて大阪市教育情報ネットワークを構築した。大阪市教育情報ネットワークでは Microsoft 社のクラウドサービス（Microsoft Azure）を利用して、教職員や児童生徒の ID 作成や管理、利用するパソコンの管理や利用状況の把握、ネットワークの監視、セキュリティ（ウイルス）対策など、総合的な管理運用を実施している。

本業務委託は、大阪市教育情報ネットワークにて導入しているテレサポート機能の同時利用者数の拡張による保守・運用を行うための業務である。

大阪市教育情報ネットワークでは、テレサポート機能（各学校園に貸与している端末を自宅へ持ち出し、自宅のインターネットを利用して学校園と同様の環境が利用できる機能）を導入しているが、Microsoft Azure 環境等の制限から同時利用者数に上限を設けている。

しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大や国の働き方改革への推進などの状況を鑑み、同時利用者数が増えることから現在のテレサポート機能を令和 4 年度に拡張し、同時利用者数を増加させた。

「大阪市教育情報ネットワーク基盤構築・運用保守（契約期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日）」では大阪市教育情報ネットワークの事業者である日本電気株式会社 関西支社と契約締結し、テレサポート機能の設計・運用を行っており、本業務はそのテレサポート機能の設計に関する業務とその品質管理にかかる業務と密接不可分の関係にある。

そのため、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき、当該事業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター 給与・システム担当（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

TimePro-VG導入に伴う教職員勤務情報システム改修業務委託

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

教職員勤務情報システムは、職員証兼 IC カードから、職員の出退勤時刻データを収集するためのカードリーダーと、転送されたそれらの打刻情報を処理するソフトウェアにより構成される。

本業務は、教職員勤務情報システム用サーバの借入期間満了に伴う機器更新に併せて、教職員勤務情報システムを稼働させるために必要となる業務アプリケーション（TimePro-VG）導入にかかるテストの検討・実施等の本番切替を行う一連の業務を委託するものである。

教職員勤務情報システムのソフトウェアはアマノ株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は他業者には知りえないため、アマノ株式会社大阪支店が本業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、当該業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

給与・システム担当（システム基盤グループ）

電話番号：06-6115-8059

随意契約理由書

1 案件名称

校園ネットワークシステム保守・運用支援業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

学校運営支援センターでは、平成 2 年度から学校財務会計システムを稼働し、平成 22 年度からは学校財務会計システムの拡充整備に伴い稼働した校園ネットワーク業務システムにより各種事務処理を行っており、これらシステムは校園ネットワークを利用しているが各機器及び各業務システムは一体性を持ち、全体的に整合性が確保されたネットワークシステムを保持する必要がある。

ネットワークシステムの保守・運用支援を実施するに当たっては、機器構成、各種ネットワークサーバ、ネットワークの基盤構成並びに各業務システムの構造及び環境を把握している必要があり、本システムを開発した富士通 Japan 株式会社（当初開発した富士通株式会社の自治体担当部門を令和 3 年 4 月 1 日付統合）が、唯一、現システムの構造や内容を把握している業者である。

また、異なる業者が保守を行った場合、既に対応済の保守事項について責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上により、諸条件を満たし業務を履行できる業者は上記業者のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、富士通 Japan 株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
学校園ネットワーク基盤グループ（電話番号 06-6115-8081）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市教育局 就学事務（学齢簿編製等）システムに関する開発支援業務委託

2 契約の相手方

PwC コンサルティング合同会社

3 随意契約理由

現在の本市就学事務システムは、現行の住民基本台帳等システム（以下「住基システム」という。）のサブシステムであり、メインシステムである住基システムは、令和5年度に標準準拠システム導入の業務をすでに契約しており、現在の住基システムは令和7年12月末をもって稼働終了となるため、就学事務システムに関しては令和8年1月までに「暫定的な学齢簿編製事務システム（以下「暫定システム」という。）」を構築する必要がある。

PwC コンサルティング合同会社（以下「同事業者」）は、総合評価一般競争入札により、「自治体システム標準化対応並びに学校園システム・次期ネットワーク再編成等支援業務委託」（令和5年4月13日～令和10年3月31日）として契約締結しており、本契約において、就学事務システム・就学援助システムの標準準拠システム移行支援や、データ連携機能をもつ大阪市教育局共通基盤（以下「教育共通基盤」）の構築支援を行ってきた。同事業者は、既にプロジェクトに深く関与し、これまでの経緯、全体像や進捗状況、課題を熟知しており、問題にも迅速に対応することができる。

就学援助システムは入札不調により現行システムを継続利用することとなったが、就学援助システムと暫定システムの連携は、構築中の教育共通基盤を介して実施予定である。同事業者は、教育共通基盤の技術的詳細や設計意図を理解しており、この知識を活かすことで、就学援助システムと暫定システムの円滑な連携が可能となる。また、システム設計の一貫性を保つためにも同事業者の継続支援が重要であり、特に、教育共通基盤を介したシステム間の連携においては既存の知識と経験がなければ対応できないことから、同事業者と、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定により、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課（電話番号 06-6208-9115）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度手話通訳指導員派遣業務委託（単価契約）

2 見積徴収相手方

公益社団法人大阪聴力障害者協会

一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会

3 随意契約理由

本事業は、聴覚障がいにより意思疎通が困難な保護者に対して、授業参観や保護者懇談の場での手話通訳を行うものである。

受注に際しては、年間のべ 103 回程度の手話通訳者の派遣が可能であること、大阪市内全域について手話通訳者を派遣できること、不定期に、または特定の時期に集中的に行われる学校行事への対応が可能であること、学校側からの急なスケジュール変更に対処できる執行体制を組めることといった複数の条件を網羅的に満たしていることが事業者に求められる。

令和 7 年度の事業実施にあたり、令和 6 年 3 月 22 日付包括審議事項 別添 2 に記載されている選定事業者 3 者に対し同事業について実施可能か調査を行ったが、1 者については「実施不可」、2 者について実施可能と回答があった。

このため、実施可能と回答があった公益社団法人大阪聴力障害者協会及び一般財団法人大阪市身体障害者団体協議会から見積を徴収し、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度QU検査診断業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社図書文化社

3 随意契約理由

本件は、取組の学力の涵養に向け、各学校独自の課題に対応したきめ細やかな支援を行うために、学校の学力課題のニーズを把握することを目的としてQU検査診断を実施するものである。

また、契約の手法として、令和4年度までは第3ブロックの中の希望校を集約し、教育活動支援担当において取りまとめて特名契約を行い、その他のブロックの学校については、校長経営戦略支援予算の中で、各学校長の判断で、校園契約にてそれぞれ特名契約を行っていたが、令和5年度、事務の効率化と学校の負担軽減を考慮し、教育活動支援担当において、全校を対象とした単価契約に調達方法を見直した。

QU検査診断は、株式会社図書文化社が発行する数研式教育・心理検査の一種であり、メーカーの技術により設計・製作した心理検査となるため当該会社以外では本検査業務を実施することが出来ないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1項2号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年 hyper-QU検査診断業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

株式会社図書文化社

3 随意契約理由

本件は、取組の学力の涵養に向け、各学校独自の課題に対応したきめ細やかな支援を行うために、学校の学力課題のニーズを把握することを目的として hyper-QU検査診断を実施するものである。

また、契約の手法として、令和4年度までは第3ブロックの中の希望校を集約し、教育活動支援担当において取りまとめて特名契約を行い、その他のブロックの学校については、校長経営戦略支援予算の中で、各学校長の判断で、校園契約にてそれぞれ特名契約を行っていたが、令和5年度より、事務の効率化と学校の負担軽減を考慮し、教育活動支援担当において、全校を対象とした単価契約に調達方法を見直した。

hyper-QU検査診断は、株式会社図書文化社が発行する数研式教育・心理検査（知能検査・学力検査、性格検査等）の一種であり、メーカーの技術により設計・製作した心理検査となるため当該会社以外では本検査業務を実施することが出来ないため、上記相手方と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1項2号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話番号 06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案 件 名 称

令和7年度校務支援システムにおける「大阪市小学校学力経年調査結果」運用保守業務委託

2 契 約 相 手 方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

大阪市小学校学力経年調査（以下「経年調査」という。）の主な目的として、「児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析する」があり、その目的達成のため、児童一人一人のこれまでの経年調査の結果及びこれに基づく分析内容を校務支援システム用に加工したうえで、同システムに掲載し全教員が日常的に使用している。

同システムについては、上記2の事業者が開発したものであり、学校運営支援センター給与・システム担当にて発注し令和7年4月1日付け契約予定の「校務支援システム運用保守業務委託」により、システムの運用保守業務を2の事業者が請け負っている。本件は、同システムを用いて経年調査を行う上で必要となる同システムの運用保守を委託するものであることから、上記既契約の業務と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。そのため、2の事業者と随意契約を締結する。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署

指導部教育活動支援担当（電話：06-6208-9182）

随意契約理由書

1 案件名称

校務支援システム教職員健康管理機能運用保守業務委託

2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

3 随意契約理由

校務支援システム教職員健康管理機能については、平成 26 年 5 月に一般競争入札により決定されたディアシステム株式会社（以下、当該業者）と契約を締結し、教職員健康管理機能におけるソフトウェアの開発を行った。

当該業者は本システムの開発運用業者であり、本システムの構造や内容を把握している業者であるため、異なる業者が改修・整備を行った場合、既存のシステムとの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

よって本システムの運用保守業務委託について、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当
福利厚生グループ（電話番号 06-6208-9138）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市史編纂事業業務委託

2 契約の相手方

大阪市史料調査会

3 随意契約理由

市史編纂事業並びに史料の調査収集事業は、高度な歴史の知識と古文書等史料の取り扱いに習熟した者の従事が求められるが、現在一般業務として受託している業者・団体はない。

大阪市史料調査会（昭和54年度設立）は、「大阪市史編纂所運営委員会」（学識経験者4名、総務局長、教育長で構成）で審議・決定された「新修大阪市史編纂事業計画」（昭和54年度策定）に基づき、以下の事業を行うことを目的に設立された団体である。

1. 市民の貴重な財産である地域の史料を次代に引き継ぐための所在調査
2. 市史関係史料の収集および整理・保存
3. 『新修大阪市史』の編集・刊行・頒布
4. 概説『大阪市の歴史』等のその他刊行物の編集・刊行・頒布

また、大阪市史料調査会は、昭和54年発足以来誠実に事業を履行し成果を上げている。本業務については、長年積み重ねてきたノウハウや継続性を発揮することにより安定的に運営できると考えられることから、他に履行可能な業者はなく、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会 中央図書館 大阪市史編纂所（電話番号 06-6539-3333）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立小中学校 保守点検・修繕等包括的業務委託（区分A） 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立小中学校外 保守点検・修繕等包括的業務委託（区分B） 長期継続

2 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社大阪ガスファシリティーズの評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社大阪ガスファシリティーズと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立小中学校 保守点検・修繕等包括的業務委託（区分C） 長期継続

2 契約の相手方

日本管財株式会社

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、日本管財株式会社の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、日本管財株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
(電話番号 06-6208-9081)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立小中学校 保守点検・修繕等包括的業務委託（区分D） 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
（電話番号 06-6208-9081）

随意契約理由書

1 案件名称

プールろ過機保守点検業務委託

2 契約の相手方

光伸株式会社

3 随意契約理由

プールろ過装置は、ポンプによりプール水を引き出し、不純物を取り除いた後、プールへ還流するものであり、プール使用期間中は常時使用している。

ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置は、そのろ過システムにおいて特許を取得しており、同社製ろ過装置の保守は専門の知識を要するため、同社の専属代理店以外にて実施することは困難である。

光伸株式会社は、ミウラ化学装置株式会社製ろ過装置の唯一の専属代理店契約相手方であるため、光伸株式会社に本業務を委託するもの。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター学務担当

(維持運営費グループ：電話 06-6115-7809)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システム運用及び保守業務委託

2 契約の相手方

中央コンピューター株式会社

3 随意契約理由

奨学費及び特別支援教育就学奨励費において、申請にかかる市民の負担軽減や市税事務所における課税証明書発行業務の軽減、事務局業務の簡素化を図るため、平成21年度に奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムの整備を実施したところである。

当該システムの開発にあたっては公募型指名競争入札により決定された上記業者と契約締結し、システム開発を行ってきた。

システムの運用については、システムプログラム上のトラブルだけでなく、機器本体（リース）との性能上の問題や操作方法との連動性、住民情報を始めとする他システムとの運用上の支障など多岐にわたる要素があり、予期せぬ障害そのものも複合的な要因により発生するケースが想定される。住民基本情報や課税情報、生徒情報を始めとする重要かつ大量の個人情報を取り扱うシステムであることや、障害発生時の対応においては、限られた期間で行う業務である認否審査業務や支給業務に影響があることから、障害復旧に緊急性を要する。また、業務の実施状況によっては、プログラムの修正を行い機能の追加や画面変更、帳票修正等といった改修が生じるので、柔軟に即応できる態勢が必要となる。したがって、当該システムの運用保守管理にあたっては、当該システムに関する専門的な知識と技能を有する必要性があり、当該業者でないと実施できない状況にある。

なお、他業者へ委託した場合、障害発生時に責任の所在が不明確になり、システム運用の保証ができなくなる。

こうしたことから、本契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に該当するので、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター

事務管理担当 （電話番号 06-6115-7641）

随意契約理由書

1 案件名称

奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムの機種更新に伴うシステム改修・移行
業務委託

2 契約の相手方

中央コンピューター株式会社

3 随意契約理由

奨学費及び特別支援教育就学奨励費において、申請にかかる市民の負担軽減や市税事務所における課税証明書発行業務の軽減、事務局業務の簡素化を図るため、平成 21 年度に奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムの開発を行い、現在も当システムは稼働している。また、現在使用している機器については、令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日までのリース契約を締結している。

今般、リース期間が終了することに伴って機種更新することになり、新機器のソフトウェアの設定及び現機器から新機器へ既存データの移行等を実施する必要がある。

併せて、昨今の申請件数の増加に伴い、現行システムにおいて処理性能に影響が出ていることから、処理性能向上を図るためのシステム改修が必要である。

奨学費・特別支援教育就学奨励費管理システムは、中央コンピューター株式会社が独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知りえないものであるため、中央コンピューター株式会社が本業務を行うことができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター
事務管理担当 （電話番号 06-6115-7641）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 障がい者交流学习事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会

3 随意契約理由

「生涯学習大阪計画」（令和4年3月第4次改訂）に基づき、障がいのある人の学習機会を保障するとともに、社会参加を促進することは、本市の生涯学習における大きな施策のひとつである。

本事業は、「知的障がいのある人が社会人として充実した生活を送るために、社会生活に必要な知識・技術を習得する機会、体育及び文化活動に参加する機会の提供及び、仲間づくりと自主性の育成を図ること」を目的としている。

事業目的に合致した事業内容を実施するには、知的障がい者をとりまく社会的状況や課題に精通しているとともに、年齢や性別、障がいの特性等に十分に配慮し、企画・運営できる専門的な資質やノウハウが必要である。

本事業で開催する「仲間づくりの教室」は、年間延約1,800名（8班 各21回）が参加しており、受講者一人ひとりの状況に配慮した適切な対応をするためには、知的障がいのある人の学習支援に関する知識と経験を有する十分なスタッフ体制が不可欠である。

社会福祉法人大阪市手をつなぐ育成会は、昭和34年に結成され、知的障がいのある人等が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に、これまで本市において知的障がい者を対象とした事業所の運営や相談支援事業など、様々な事業を実施しており、本市における障がいのある人の現状や課題に精通している。

知的障がいのある人に対して深い理解と経験を有し、本事業を最も効果的・効率的に実施できるのは他に見当たらないことから、本事業について上記事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3345）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度基礎レベルの日本語教室業務委託

2. 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団

3. 随意契約理由

本市においては外国人住民の割合が急増し、「生活者としての外国人」が地域社会で孤立することなく、日常生活を円滑に営むことができるよう、識字・日本語教育の推進に取り組むことが急務となる中、令和5年12月に「大阪市識字・日本語教育基本方針」を策定した。この基本方針に基づき、本事業では、大阪市識字施策の推進と充実のため、外国人等識字・日本語学習希望者を継続して受け入れできるよう、市内識字・日本語教室での対応が難しい初期日本語学習希望者を対象とした基礎レベルの日本語教室等を委託により開催する。

事業目的に合致した事業内容を実施する団体は、下記の条件を満たす必要がある。

- ① 本市識字施策に対する理解があり、市内識字・日本語教室の歴史、学習者状況などを把握するとともに、各教室及び担当者とのネットワークを構築していること
- ② 市内識字・日本語教室に関わる人材育成講座の企画・運営の専門性やノウハウを有すること
- ③ 初期日本語学習希望者を対象に基礎レベルの日本語教室を実施できること
- ④ 実施時期について、年間を通じて、人材育成講座・基礎レベルの日本語教室が実施されるよう調整を行えること

一般財団法人大阪教育文化振興財団は、①本市識字施策を理解し、市内識字・日本語教室の歴史、学習者状況などを把握し、市内全識字・日本語教室とネットワークを構築しているとともに、②市内識字・日本語教室に関わる人材養成講座の企画・運営の専門性とノウハウ、③初期日本語学習希望者を対象に基礎レベルの日本語教室実施を行ってきた実績、④年間を通じて、人材育成講座等を実施してきた実績を有するなど、上記の条件を満たしている。

一般財団法人大阪教育文化振興財団は、現時点で市内全識字・日本語教室とネットワークを構築し、教室に関わる人材養成講座等の専門性とノウハウを持ち、かつ年間を通じて、本事業を効果的・効率的に運営できる唯一の団体であることから、特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当(電話番号 06-6539-3348)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 7 年度大阪市生涯学習情報提供システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

教育委員会事務局においては、市民の自主的な生涯学習を推進するために、平成 14 年度に大阪市生涯学習情報提供システムを導入し、平成 26 年度に、入札により決定された上記業者と契約締結し、当該システムの開発・再構築を行ってきた。

システムの運用保守については、システムプログラム上のトラブルだけでなく、操作機器本体の問題や操作方法との連動性、システム運用上の支障など多岐の要素がある。システム障害そのものも複合的な要因により発生するケースが想定されることや、公開系システムは 24 時間稼動しており、障害発生時は専門的で迅速な対応を要する。

また、当該運用保守にあっては、システムの根幹をなす「マルチメディアコンテンツボックス」が開発業者固有のものとなっているため、システムの運用保守は開発事業者でないと実施できない状況にある。

したがって、令和 7 年度においても、当該システム運用保守業務の委託は、当該システムの開発者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06-6539-3345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度工芸制作体験普及事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団

3 随意契約理由

本事業は、生涯学習において市民一人ひとりが、主体的にその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、そのきっかけづくりが大切とされている観点から、小・中学校並びに地域子ども会、PTA、老人会等の地域で活動している団体等を対象に、専門性の高い指導者により大阪の歴史と風土に育まれてきた伝統工芸品や地域の素材を生かす手仕事としての工芸を学習資源として活用し、ものづくりの体験や学びの機会を提供するものである。個人の多様な体験や学習を図るだけでなく、学びの場や居住場所等の共通のコミュニティで参加することで参加者同士のつながりが深まることで生涯学習の振興に資することを目的としている。

かかる事業目的を最大限に達成するためには、民間事業者の持つ高度で専門的な技術力や知識が必要であるとともに、豊かな芸術性・斬新な創造性が求められるところである。

よって、価格のみによって業者選定する一般競争入札や公募型指名競争入札では、今回の委託業務について業者を選定することができない。また、価格点と技術点のみによる総合評価方式では、事業目的を達成するために最適な企画提案を選定することは困難である。以上の理由をもって、今回の業務委託については公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

3人の学識経験者等の意見を聴取する、選定委員会において意見を聴取した結果、一般財団法人大阪教育文化振興財団と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 06 - 6539 - 3348）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市立中央図書館空気熱源ヒートポンプエアコン保守点検業務委託

2 契約の相手方

ダイキン工業(株)

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館の、エアコン設備はダイキン工業(株)製であり、現在上記業者のオンライン常時監視を行っている。

オンライン監視は、日常の各機器の運転状況のデータを収集するとともに、サーバー系の冷却用エアコンの故障に際しては、24 時間 365 日の緊急対応体制を取っており、市内 24 館の図書館ネットワークシステムの安定に重要な役割を担っている。

今回の業務委託においては、常時監視による 24 時間緊急時の復旧対応が必要であり、上記業者が唯一対応可能な業者であるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度鶴見複合施設中央監視・自動制御装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ（株）

3 随意契約理由

鶴見複合施設の中央監視・自動制御装置は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、上記業者がメーカーとして施工した。中央監視・自動制御設備は、上記施設全体の電気設備・防災設備・空調設備を総合的に監視・運転・制御を行っている。今回の業務委託においては、特定される機種の構造、プログラム、操作等、特定の機種に特化した高度の知識・技術と、鶴見複合施設の自動制御設備に精通している必要がある。これらを兼ね備えているのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市立中央図書館自動制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ（株）

3 随意契約理由

大阪市立中央図書館の自動制御設備は、ジョンソンコントロールズ株式会社製であり、上記業者がメーカーとして施工した。自動制御設備は、中央図書館の熱源機器と空調設備を総合的に監視・運転・制御を行っており、今回の業務委託においては、特定される機種の種類、構造、プログラム、操作等、特定の機種に特化した高度の知識・技術が要求される。当図書館の自動制御設備に精通し、的確に業務を実施できるのは上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3316）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市立中央図書館中央監視制御設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

KOSネットワーク（株）

3 随意契約理由

中央図書館の中央監視制御設備は日本電気（NEC）製であり、中央図書館の施設・設備に対応した特定の機種構造や固有のプログラムを有している。

上記業者は、当該機の納入業者であり、保守が可能な唯一のメーカー代理店となっているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3316）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度阿倍野複合施設昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ（株）

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種 of 製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通しており昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度東成複合施設昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種 of 製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通しており昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市立中央図書館電動集密書架保守点検業務委託

2 契約の相手方

金剛（株）

3 随意契約理由

中央図書館の電動集密書架は、台車のモーター制御から、液晶表示、照明灯制御まで一括管理するシステム制御を金剛株式会社が開発、施工した。本業務においては各機器だけではなく、システム制御も含んだ保守点検である。

機器の保守に当たり制御機器等の特注機器を整備できる業者は、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市立中央図書館昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック（株）

3 随意契約理由

上記業者は、使用している機種 of 製造業者であり、機器本体だけでなく昇降機を管理している制御用コンピュータにおいても精通し、昇降機システムを統括的に整備する能力を備えており、本昇降機において、近年多発している昇降機事故へのリスクの防止、軽減対応及び不慮の事故への適切な対応が可能なのは、上記業者のみであるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館 総務担当（電話番号 06-6539-3314）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市学校給食献立作成システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社コーエイコンピューターシステム 大阪支店

3 特名随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、学校給食の献立作成について、使用する食品および調理法の検討、並びに新献立の作成等を行い、学校給食の内容の充実を図るとともに、献立に使用する食材の発注管理を一括で行うことを目的として「大阪市学校給食献立作成システム（以下「本システム」という。）」の運用を行っている。

本業務は、本システムが日々安定的に稼働し、本市にとって常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態を維持し、ユーザに対し適切に利用するよう助言すること、また万が一の障害等に対する予防策及びその際の早期復旧を行うことを目的とした業務である。

本システムのソフトウェアは、契約の相手方である株式会社コーエイコンピューターシステムが独自に開発したものであり、そのプログラム等具体的な内容は、他業者には知れないものである。そのため、本システムは、株式会社コーエイコンピューターシステムが運用保守業務を行うことができる唯一の業者である。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（給食グループ）

電話番号：06-6208-9143

随意契約理由書

1 業務委託名

令和7年度大阪市立学校給食用食材提供業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人 大阪市学校給食協会

3 随意契約理由

学校給食事業は、学校給食法に基づく児童及び生徒の心身の健全な発達かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、社会的に重要な役割を担っており、切れ目なく提供することが強く求められる。本市では学校給食の提供に当たり、一日約 18 万食を年間 190 日程度提供しており、安全で良質かつ安定的な必要量を確保することが重要となっている。

本案件は、大阪市立学校で使用する学校給食用食材の調達、管理、各校への配送、食材納入業者への食材費の支払代行業務等(以下「食材提供業務」という。)を通年で実施するものである。本市の給食においては、本市が定める「食材規格」に基づき使用する食材は国産を基本とし、地場産物の食品をできるだけ活用するよう努め、安全性を確保しつつ栄養面等給食の質を維持するよう取り組んでいるところである。

どのような契約形態なら競争性が働くのかを検証するため、発注単位を食材ごと、業務ごと、地域エリアごとの分割を行うほか、公募型プロポーザル方式、総合評価一般競争入札、事後審査型制限付一般競争入札といったあらゆる手法で発注を実施してきたところであったが、いずれの発注においても当該契約相手方以外に参加する事業者はなかった。(「別紙 大阪市立学校給食用食材提供 業務委託の経過について」参照)

また、第 183 回入札等監視委員会(令和2年9月 25 日開催)より、「新規参入業者の参加しやすい見直しを検討しつつ、今後、新規参入業者が見込めないのであれば発注方法を考え直す必要がある」との意見を受け、これまでの発注経過や本業務の目的などを考慮し、令和5年8月履行分より発注方法の見直しを行うこととした。

なお、本市では安定した学校給食事業を進めるにあたり、本案件は関連する業務を市内一円一括して発注する方針を立て、スケールメリットも活かしながら、コストパフォーマンスを最大限に発揮して市内小中学校でできる限り均一かつ高品質な食材を提供するものとしている。

契約相手方の公益財団法人大阪市学校給食協会は、昭和 16 年に学校給食の円滑な実施及びその充実発展に寄与することを目的として発足し、以来、市内の食材提供業務に従事してきたことに加え、「学校給食用の物資の共同購入促進について」(昭和 41 年 12 月 26 日 文部省体育局長通知)においても、新鮮、良質かつ低廉な給食物資の計画的、安定的供給を図ることを目的として、「市町村の学校給食会等の団体がある場合は、じゅうぶんな指導監督のもとに、その活用

を図ること」とされていることから、当該事業を安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する団体である。

以上のことから地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当し、当該契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部保健体育担当給食グループ

(電話番号 06-6208-9143)

別紙 大阪市立学校給食用食材提供 業務委託の経過について

食材調達業務 H26.9～H28.3 食材カテゴリー別プ ロポーザル	食材調達業務 H28.4～H29.8 随意契約による 延長	食材提供業務 H29.9～R2.7 市内一括 総合評価 一般競争入札	R2.8～R5.7 食材提供業務 市内4分割 一般競争入札	R5.8～R6.3 食材提供業務 市内一括 特名随意契約
管理配送業務 H26.9～H29.8 市内一括 プロポーザル				

※平成 26 年9月から令和5年7月まですべて1者応札

・平成 26 年9月

外郭団体((財)大阪市給食協会)への交付金事業として実施していた学校給食用食材の調達事業を「食材調達業務」(「青果」「肉」「魚介」「加工食品その他」の4つのカテゴリーに区分)と「管理・配送業務」に分割し公募を行い、プロポーザル方式により業者決定

・平成 28 年4月

特別支援学校の府移管の対応のため、食材調達業務を随意契約により延長

・平成 29 年9月

食材調達業務と管理配送業務を一括で、総合評価一般競争入札で業者決定

・令和2年8月1日から令和5年7月 31 日(契約年月日:令和2年4月1日)

食材調達業務と管理配送業務を一括で、事後審査型制限付一般競争入札で業者決定(市内4ブロック)

・令和2年9月 25 日開催「第 183 回大阪市入札等監視委員会」にて、市場調査により確認した「大阪市の規模が大きい、日々の配送が困難」などの理由で参加が見込めない状態に変わりはないものの「適正な競争性を確保するという観点からも、新規参入業者の参加しやすい方法を検討しつつ、今後、新規参入業者が見込めないのであれば、発注方法を考え直すことも含め検討すべき」といった意見を得た。令和5年8月からの契約に向けて、令和4年 12 月に他都市状況を参考とし新規参入業者の可能性について調査を行った。本市と同等規模の自治体(横浜市、名古屋市、京都市、神戸市)及び近隣の堺市に確認したところ、これまでと同様、これら自治体に存在する給食協会等との特名随意契約や交付金措置等をしている状況に変わりなかった。

・令和5年8月1日から令和6年3月 31 日(契約年月日:令和5年4月1日)

食材調達業務と管理配送業務を一括で、特名随意契約で業者決定(市内一括)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立築港小学校ほか1校給食調理・配送・配膳等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

朝日給食株式会社

3 特名随意契約理由

築港小学校及び築港中学校における給食提供については、令和4年8月1日から令和7年7月31日までの期間、事後審査型制限付一般競争入札によって決定した事業者（以下「受注者」という。）と、また万が一受注者が債務不履行に陥った場合に備え給食調理業務の履行保証を求める事業者（以下「保証人」という。）との3者間で業務委託契約（以下「現契約」という。）を締結し、現在受注者が履行中であるが、令和7年2月20日付けで、受注者の責めに帰すべき事由により、令和7年4月1日から7月31日までの受託業務について契約書に定められたとおり履行できない旨の報告書を受領したことから、令和7年3月24日付けで本市から受注者に対し令和7年3月31日をもって現契約を解除する旨の通知を行い、保証人に対し同様に現契約を解除することに加え令和7年4月1日から令和7年7月31日までの期間の保証業務の履行を請求する旨の通知を行った。

現契約上、契約の解除如何に関わらず保証人に対する業務の履行請求を可能とする特約を定めていることから、令和7年4月1日から令和7年7月31日までの期間について、保証人である上記契約の相手方と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 給食G（電話番号 06-6208-9143）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立清水小学校給食調理・配送・配膳等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社ミセスコロケット

3 特名随意契約理由

清水小学校において長寿命化改修工事を行っており、一部期間（令和7年度）については給食室の使用ができないことから、当該期間中については、近隣の学校との親子方式（給食室を有する学校（親校）で調理した給食を他の給食室を有しない学校（子校）に配送・配膳する方式）により給食を提供しなければならない。

親校の選定にあたっては、文部科学省「学校給食衛生管理基準」により「調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めること」と定められていることから、喫食までの時間から逆算し配送時間が概ね15分以内の距離であり、親校として清水小学校分の食数を調理できる規模と設備を備えている学校であることが抽出条件であり、これを満たす学校は新森小路小学校のみである。

今回、親校となる新森小路小学校については、令和4年8月から令和7年7月まで「大阪市立新森小路小学校給食調理等業務委託長期継続」を当該契約相手方と契約締結している。本業務を同一業者以外のものに履行させた場合、一つの給食室内に複数業者が存在することとなり、事故等の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になる。

上記の理由から、本業務を請け負える業者は、新森小路小学校の給食調理業務を受託している株式会社ミセスコロケットのみであるため、特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 給食G（電話番号 06-6208-9143）

随意契約理由書

1 案件名称

施設整備業務管理システム運用保守業務委託(長期継続)

2 契約の相手方

(株) サイバーブルー

3 随意契約理由

施設整備業務管理システムにおいては、運用・保守契約及び機器リース契約について各々令和7年3月末で契約が終了する予定となっている。

一方、本市では令和5年3月に「Re-Design おおさか～大阪市 DX 戦略～」を策定し、本戦略に基づくDXを推進することとした。これを受け、施設整備システムにおいても、DXを前提としたクラウド化などの検討を進めているところである。当初は令和6年度にクラウド化の開発に向けた仕様を職員で策定する予定であったが、通常業務を行いながら、専門性の高いクラウド化の仕様を策定することが困難な状況であり、コンサルタント業務委託を令和7年度に契約し、仕様を策定、令和11年度末までにクラウド化の開発を行うことでデジタル統括室と協議を終えた。

以上の理由により、契約満了時から、システムのクラウド化の開発が終了する予定である令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間について、現行の施設整備業務管理システムを引き続き稼働する必要がある。

なお、上記業者は、「施設整備業務管理システム」の開発業者であり、本システムの既存の機能やアプリケーションについても熟知しており、確かな実績を有している唯一の業者である。

さらに、他者へ委託をした場合、障害発生時に迅速な対応が難しく、責任の所在が不明確になるなどシステム運用保守業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、引き続き現行契約を延長し、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9092）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度新今宮文庫運営事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪自彊館 三徳寮

3 随意契約理由

新今宮文庫は、厳しい生活環境下にあるあいりん地区の日雇労働者やその支援者および地元の要望を受け、平成2年3月に救護施設「三徳寮」の建物内に開設した。

その目的は、同地区の社会的に不利な立場や人権を侵害されやすい状況にある日雇労働者を主たる対象者として、その文化的・教育的機会を保障し、自己実現の向上に寄与しようとするものである。

救護施設「三徳寮」の管理者である社会福祉法人大阪自彊館は、明治45年、釜ヶ崎の地域改善(宿泊保護・職業紹介・授産事業)を目的として開設され、同地域の日雇労働者のための事業活動を開始した。現在では6箇所の救護施設をはじめとして多くの施設の管理運営を行い、あいりん地区内だけでも、3か所の救護施設のほか老人介護施設など8つの施設を持ち、地域福祉の向上をめざした大規模なサービスを展開している。

大阪自彊館では、長年にわたって、あいりん地区の抱える課題に積極的に取り組み、時代のニーズに応じたサービスを展開してきている。これまでに行ってきた事業としては、簡易食堂の開設、物品販売所(大阪市公設市場の前身)、公益質屋、保育所、生活・育児相談、診療所等の事業、失業者や遺族の保護のための授産事業、司法保護事業、地域住民の交流、給食サービス、夜間巡回相談社会事業誌の発行等、幅広い分野での実績がある。現在では、障がい者福祉、生活訓練、体験宿泊、老人居宅介護・支援、アルコール依存者対策事業、野宿労働者の自立支援などを中心としたサービスを行っている。

大阪自彊館は、上記のようなこれまでの事業活動をふまえ、あいりん地区の地域事情や地域住民の文化的・社会的ニーズの把握には、長年にわたり特段の実績を有し、時代のニーズに応じて常に先駆的な役割を果たしてきたと、大阪府社会福祉協議会福祉サービス第三者評価センターの評価を得ている。

新今宮文庫は、福祉局が所有する三徳寮の一角を、毎年、普通財産使用承認を受けたうえで使用しているが、同一の建物である三徳寮の他の部分を使用して救護施設を管理運営している大阪自彊館以外の事業者が新今宮文庫の運営を担うとした場合、施設管理上の問題が大きい。また、事業の対象者であるあいりん地区の日雇労働者の読書環境の整備、さらには読書を通じた生活環境の改善を図るためには、労働者の生活状況などの地域事情や、支援に関する幅広い知識・ノウハウや経験を有している必要がある。

以上のことをふまえ、「三徳寮」本体を運営している大阪自彊館は、新今宮文庫の運営について、もっとも効果的で効率的な事業運営のできる唯一の団体であることから、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当(電話番号 06-6539-3348)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度部活動の地域移行事業業務委託（西区）

2 契約相手方

スポーツデータバンク株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、スポーツデータバンク株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度部活動の地域移行事業業務委託（都島区）

2 契約相手方

スポーツデータバンク株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、スポーツデータバンク株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度部活動の地域移行事業業務委託（東住吉区）

2 契約相手方

スポーツデータバンク株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、スポーツデータバンク株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度部活動の地域移行事業業務委託（東淀川区）

2 契約相手方

コナミスポーツ株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、コナミスポーツ株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 業務名称

令和7年度大阪市中学生英語力調査及び研修の実施に係る業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社ベネッセコーポレーション

3 随意契約理由

当業務については、文部科学省による英語教育実施状況調査において、本市中学生の「CEFR A1 レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒数」を調査するとともに、成績資料等により、英語科教員の指導改善と受験生徒の学習改善を目的に実施するものである。

調査にあたっては、学習指導要領及び大阪市教育振興基本計画における取り組み内容に基づき、英語4技能型（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」）の試験であること、また、学習指導要領に示される内容に準拠した問題構成、問題の質、難易度が確保されており、かつ、教員の指導改善、生徒の学習改善のために必要な、十分な情報量や内容を含んだ結果資料が提供される調査であることが必要となる。

さらに、テスト結果の信頼性・妥当性・客観性を担保するためには、テスト問題が全校同一であり、各校が原則1日で、かつ全校を可能な限り短期間（2週間程度）で完了させなければならない。英語4技能型試験のうち「話すこと」であるスピーキングテストの実施にあたっては、全中学校3年生・義務教育学校（後期課程）9年生の生徒及び20校の中学校2年生の生徒、合計約18,000人が、ほぼ同一日程で安定的かつ公平に受験するためには、面接形式ではなく、タブレット端末等を利用した音声録音による方式により実施する必要がある。

これらの要件をすべて満たす調査は、上記契約の相手方である株式会社ベネッセコーポレーションの検定「GTEC」のみであり、他の外部試験では得ることが出来ない特殊な技術によるものであるため、当該調査を活用した本業務を履行することのできる唯一の事業者である当該契約の相手方と、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当（英語イノベーショングループ）
電話番号 06-6208-9197